

実施方針の策定の見通し（令和元年度）

令和元年11月15日

四日市市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、下表の通り実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
（仮称）四日市市学校給食センター整備運営事業	事業契約締結日から 令和20年3月まで（予定）	学校給食センターの整備、運営事業	四日市市赤水町971番1 ほか	令和元年12月（予定） （本市ホームページに掲載）